

## 歯周病認定医取得における「倫理に関する講演」への出席義務化について

NPO 日本歯周病学会 理事長 永田俊彦  
倫理委員会委員長 古市保志  
認定医委員会委員長 坂上竜資

日本歯周病学会は歯周病認定医の新規取得に当たって、「本学会が行う倫理に関する講演を1回以上受講していること」を条件に加えることを決定しました。ただし猶予期間を設けますので、実際にこの条件が求められるのは平成30年1月以降に新規申請をされる方からとなります。

**主旨** 厚生労働省による平成21年4月施行の「臨床研究に関する倫理指針」では、“研究者等は、臨床研究の実施に先立ち、臨床研究に関する倫理その他臨床研究の実施に必要な知識についての講習その他必要な教育を受けなければならない”としています。歯周病学会学術大会にて開催される「倫理に関する講演」は、この目的で臨床研究に関する倫理その他の知識に関する講習を行っています。この講演は、日常臨床においても参考となる内容も含んでいます。例えば患者に対する治療計画と代替案の説明、インフォームド・コンセント、検体やプライバシーへの配慮、新規材料や生物由来材料の取り扱いなどについては、研究者のみならず臨床家も熟知しなくてはなりません。歯周病認定医の取得は学会の専門医制度における最初の関門ですので、この段階で「倫理に関する講演」の受講を条件として加えることになりました。

### Q&A

Q1 倫理に関する講演とは何ですか？

A1 学術大会時に倫理委員会の企画で開催される講演会がそれに相当します。ただし将来的には他の講演形態をとる可能性もあります。

Q2 大学等で個別に開催される「倫理に関する講演」で代替できますか？

A2 できません。

Q3 受講の証明はどのようにすれば良いですか？

A3 本年より、倫理委員会が企画する講演会の受講者には規定の日付印を学術大会参加証に押印しております。そちらが受講の証明になります。

Q4 平成26年以前の受講でもよいですか？

A4 平成27年からは、倫理委員会の企画する講演会を春季・秋季大会時の年2回開催します。できるだけ申請日に近い講演受講を頂きたいと考えておりますので、原則として平成27年以降の受講をお願いします。